

平成30年 第7回 置戸町農業委員会議事録

1. 開催日時 平成30年7月25日 午後1時30分

2. 開催場所 役場第一会議室

3. 出席委員 (13名)

1番 小林 満	2番 野里 光幸	3番 溝井 雅幸
4番 廣中 和幸	5番 樋渡 秀晃	6番 佐藤 秀昭
7番 伊東 勉	8番 井上 雅明	9番 有馬 和幸
10番 早川 喜男	11番 齊藤 貴浩	12番 大槻 尚浩
13番 大平 正剛		

4. 欠席議員 (0名)

5. 議に付した事件

議案第16号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第17号 現況証明について

議案第18号 下限面積(別段面積)の設定について

報告第3号 標準処理期間の設定について

6. 職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長 栗生 貞幸

事務局次長 名和 祐一

事務局長 定刻となりましたので、会長にごあいさつをいただいてから、開会いたします。会長、よろしく願いいたします。

会 長 開会挨拶
それでは、ただいまより、平成30年第7回置戸町農業委員 会議を開会いたします。
本日の議事録署名委員は、3番 溝井雅幸委員、4番 廣中和幸委員を指名します。
事務局長より、諸般の報告をさせます。

事務局長 本日の提案議案は、議案第16号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」から、議案第18号「下限面積（別段面積）の設定について」までの3件と、報告第3号「標準処理期間の設定について」の1件です。以上で諸般の報告を終わります。

会 長 それでは、議案第16号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題としますので、議案の1ページをお開きください。
事務局より説明させます。

次 長 議案第16号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」をご説明いたします。
農地法第3条第1項の規定による許可申請が下記のとおり提出がありましたので審議を求める。提出年月日は本日付です。案件は1件です。

1番 貸付人は 置戸町字〇〇〇〇番地の〇〇 〇〇〇〇さんで、借受人は、置戸町字〇〇〇〇番地の〇〇 〇〇代表社員〇〇〇〇さんです。
土地の所在は字〇〇〇〇番〇〇で、面積は、45,744㎡です。場所につきましては、6頁の第2図をお開きください。

(第2図にて概要説明)

1ページにお戻りください。

以上で、議案第16号の説明を終わります。

会 長 事務局より、議案第16号について説明がありました。
これから質疑を行います。〇〇〇〇委員の退席を命じます。

(〇〇委員退席)

何か質疑はありませんか。

(なしの声あり)

会 長 質疑なしと認めます。それでは、原案のとおり可決することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

会 長 賛成多数と認め、議案第16号は、原案のとおり可決いたしました。
○○○○委員の復席を許可します。
(○○溝井委員復席)

会 長 次に、議案第17号「現況証明について」を議題とします。
事務局より説明させます。

次 長 議案の2ページをお開きください。
議案第17号 現況証明について 現況証明願が下記のとおり申請されているので審議を
求める。提出年月日は本日付です。
案件は1件です。

1 番 土地の所在は字○○○○番○○で、台帳は牧場、現況は農地・採草放牧地以外で、面積は
12,714㎡です。申請理由は、宅地への地目変更登記のためでございます。
申請人は置戸町字○○○○番地の○○ ○○○○さんです。現況調査は平成30年7月1
9日野里会長、齊藤委員で実施を致しました。
場所につきましては、5ページ第1図をご覧ください。
(第1図にて概況説明)
2ページにお戻りください。
以上で議案第17号の説明を終わります。

会 長 ただいま、事務局より議案第17号について説明がありました。
これから質疑を行います。
何か質疑はありませんか。
(なしの声あり)

会 長 質疑なしと認めます。
それでは、議案第17号について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手をお願
いします。
(挙手多数)

会 長 賛成多数と認めます。
したがって、議案第17号については、原案のとおり可決いたしました。

会 長 次に、議案第18号「下限面積（別段面積）の設定について」を議題とします。
事務局より説明させます。

次 長 議案の3ページをお開きください。

議案第18号 下限面積（別段面積）の設定について、このことにつきましては、平成21年の農地法の改正から同様の取り扱いをしています。

（1）「農地法施行規則第17条第1項の適用について」、方針は現行の下限面積2ヘクタールの変更は行わない。

理由につきましては、2ヘクタール以上の農地を耕作している農家が全農家の8割を超えているため。

（2）「農地法施行規則第17条第2項の適用について」、方針は現行の下限面積2ヘクタールの変更は行わない。理由につきましては、農地法30条の規定に基づく利用状況調査の結果、町内の耕作放棄地や遊休農地がないため、現段階での必要はないと判断したため。

以上で議案第18号の説明を終わります。

会 長 ただいま、事務局より議案第18号について説明がありました。

これから質疑を行います。

何か質疑はありませんか。

（なしの声あり）

会 長 質疑なしと認めます。

それでは、議案第18号について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

会 長 賛成多数と認めます。

したがって、議案第18号については、原案のとおり可決しました。

会 長 次に、報告第3号「標準処理期間の設定について」を議題とします。

事務局より説明させます。

次 長 議案の4ページをお開き願います。

報告第3号「標準処理期間の設定について」をご説明いたします。

行政手続法第6号において、行政庁は、申請に対する処分をするまでの標準処理期間を定めるよう努めることとされています。

このことから、毎年各委員会で個々に期間を定め公表することとなっており、農業委員会での農地法第3条第1項の標準処理期間を30日と設定いたしました。以上で報告第3号の説明を終わります。

会 長 ただいま、事務局より報告第3号について説明がありました。

質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

会 長 質疑なしと認めます。
それでは、これで報告済みといたします。

会 長 本日の議案の審議は全て終了しました。
これで、平成30年第7回農業委員 会議を閉会いたします。